

第40回歯のひろば

費用無料／予約不要

- 子どもから大人まで歯に関するあらゆる相談に応じます。
- 日時 9月27日(日) 午前10時～11時30分
 - 場所 文化センター4階小ホール
 - 内容
 - ▶歯の健診および相談、入れ歯・歯並び・歯周病相談
 - ▶特別講演「歯医者さんが教える自分の歯の守り方! 年齢に応じたお口のケアとは」(予約不要)
 - 講師:山城歯科医師会 奥野博喜さん
 - 特典 やわた未来いきいき健幸プロジェクト(通称:みらいき)参加中の人には、歯の健診の受診でみらいきポイントを100ポイント付与。

歯周病検診、後期高齢者歯科健診を受けましょう

- 対象者
 - ▶歯周病検診 令和9年3月31日時点で20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる人
 - ▶後期高齢者歯科健診 令和8年4月1日時点で満75歳・80歳の後期高齢者医療被保険者(施設入居者、長期入院患者は除く)
- 実施期間 9月1日(火)～令和9年2月26日(金)
- 費用 無料

- 実施場所 市内協力医療機関
- ※医療機関の一覧は、対象者に郵送する案内に同封しています。
- 検(健)診内容 問診、口腔内診査(歯の状況、喪失歯の状況、歯周組織の状況および口腔清掃状態)、検(健)診結果の通知・説明・指導、口腔機能検査(後期高齢者歯科健診のみ)
- 持ち物 マイナ保険証または資格確認書、歯ブラシ(歯周病検診のみ)、質問票(後期高齢者歯科健診のみ)

☎歯周病検診に関すること＝健康推進課(☎983-1116)、後期高齢者歯科健診に関すること＝国保医療課医療係(☎983-2976)

市税・国民健康保険料の納付は口座振替のご利用を!

固定資産税(第3期分)・国民健康保険料(第4期分)の納期限は9月30日(水)です。納期限までに取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、auPAY、d払い、FamiPay、AEONPay、PayB、楽天ペイ等)、

地方税お支払サイト(※)、市役所で納付してください。
※市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の税目に限り、地方税お支払



地方税お支払サイト

サイトで納付いただけます。詳しくは左記二次元コードから。
口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(金融機関に同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ

銀行へ申し込みください。各月15日までに同依頼書を提出すると、その翌月以降の納期分から引き落としします。
※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

☎市税に関すること＝税務課市民税係(☎983-2481)、国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係(☎983-2962)

税の証明書の窓口交付には本人確認書類が必要です

税務課では、第三者からの虚偽やなりすまし等による課税(所得)証明の不正取得を防止し、個人情報の保護を図ることを目的として、窓口

で書類提示による本人確認を行っています。
交付申請時には、次のいずれかの本人確認資料(郵送請求の場合は写

し)を持参してください。
①マイナンバーカード、免許証等の官公庁が発行した顔写真付証明書を1点

- ②資格確認書、介護保険証、年金手帳等のうち2点
- ③銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と②の書類のうち1点

令和8年度の税の証明書はコンビニで取得可

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。
※マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。
■取得できる証明書 最新年度の所

得証明書、課税(非課税)証明書
※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書の発行はできません。
※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時

間がかかる場合があります。
※「調整控除額」や「調整額」の記載が必要な場合、コンビニ交付では発行できません。
■サービスの利用時間 午前6時30分～午後11時(土・日・祝日含む)
※12月29日～1月3日とシステムメ

ンテナンス日は利用不可。
■交付手数料 1通200円(市役所窓口の場合は1通300円)
※その他の詳細は右記二次元コードからご確認ください。



☎税務課市民税係(☎983-2164、981-1113)

マイナンバーカード 休日窓口を開設

平日にマイナンバーカードの申請や受取ができない人のために、休日窓口を開設します。
■開設日時 9月13日(日) 10月10日(土) 両日とも午前9時～午後1時
■場所 市役所2階市民課

- 対象手続き
 - 【予約要】=マイナンバーカードの交付
 - 【予約不要】=マイナンバーカードの申請、電子証明書の更新、暗証番号の再設定
- ※手続きの際は本人の来庁が必要です。やむを得ない事情がある場合は事前に市民課までご相談ください。詳細は市ホームページをご覧ください。

☎市民課マイナンバー担当(☎0120-038-614)

おくやみコーナーを設置しています

身近な人が亡くなった際の市役所での手続きについて、申請や必要書類の作成を1カ所で行うことができるおくやみコーナーを設置しています。ご利用にあたっては、電話または窓口での予約が必要です。
■予約枠 月曜日から金曜日の午前9時または午後2時
■予約期限 来庁希望日の3日前まで(土・日・祝日、年末年始除く)

☎市民課(☎983-2759)

住宅耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額を減額します。
■減額要件

- ▶昭和57年1月1日以前から存在する住宅である
- ▶令和13年3月31日までに現行の耐震基準に適合させる改修工事を行い、改修費用が50万円を超えるもの

■減額期間 改修工事が完了した年の翌年度から、次の家屋の固定資産

税額を減額します。
▶令和13年3月31日までに改修工事が完了＝1年間
▶通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了＝2年間
■減額する額 1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の2分の1相当額を減額(改修により、認定長期優良住宅に該当した場合は3分の2相当額)
■手続き 改修工事完了後3カ月以

内に、次の書類を提出してください。
▶住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書
▶地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した耐震基準に適合する家屋であることを示す証明書
▶耐震改修工事の工事内容が記載された明細書および領収書(写し)
▶認定長期優良住宅であることを証明する「認定通知書」(写し)

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しを同封)。
※耐震改修軽減は、熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減との併用不可。また、バリアフリー改修や熱損失防止改修を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係(☎983-2480)